

財産確認チェックシート

お持ちの財産の状況について確認してみましょう。各財産について細かいリストを作るのも良いですね。

プラスの相続財産

主な相続財産です。該当する物をお持ちでないか確認してみましょう。

□現金・預金	□現金 / □普通預金 / □定期預金・定期積金 / □外貨預金 / □その他の預貯金
	※預金については、どこの口座を持っているかリストを作成すると良いでしょう。
□不動産	□土地 / □建物 / □借地権（土地を借りる権利） / □借家権（家を借りる権利） / □その他
	※所有している不動産のみでなく、借りている不動産も確認しましょう。
□動産 （主に不動産以外の動かせる資産を指します）	□自動車・船舶など / □家財道具（家具、家電など） / □貴金属・宝石など / □骨董品・美術品 / □その他
	※該当する物が多い区分です。高価な物だけでも確認しましょう。
□有価証券	□株券 / □国債 / □出資金 / □その他
	※株式は上場株式だけではなく非上場の株式も含みますので、関係がある会社がある場合は注意してください。
□債権	□貸付金 / □売掛金 / □その他
	※ご家族やご自身の経営されている会社に対する貸付金も含まれます。
□無体財産権	□特許権 / □商標権 / □著作権 / □その他
	※主に他に売り渡すことのできる権利が該当します。
□その他相続可能な権利	□電話加入権 / □ゴルフ会員権 / □慰謝料・損害賠償の請求権 / □その他
	※ゴルフの会員権等、現金化が容易な物や、預託金があり解約時にお金が戻る物が該当します。

みなし相続財産

みなし相続財産とは相続税の規定で相続税となるもので、現金等を受け取る権利や過去の贈与等が該当します。下記に該当する贈与や契約・権利が無いかがまたそれらが発生する可能性があるかどうか確認してみましょう。

□生命保険金（被相続人の死亡によって取得した生命保険金や損害保険金で、その保険料の全部または一部を被相続人が負担していたもの）

□退職手当金（死亡退職金）

□保険金に関する権利（被相続人が他の人に掛けていた生命保険等の権利です）

□定期金に関する権利（定期金とは決められた一定期間に金銭等を受け取る権利です）

□3年以内の生前贈与（被相続人がお亡くなりになる3年前までに、相続人にされた贈与です）

□遺贈（相続人以外への贈与）

□相続時精算課税制度の適用を受けた贈与

□被相続人が管理していた相続人名義の預金（いわゆる名義預金です。通帳の名義が相続人でも管理していたのが被相続人であれば相続財産となります。）

□その他 権利関係

マイナスの相続財産

マイナスの相続財産とは、いわゆる被相続人の借金や払わなければならない負債です。相続税の計算時にプラスの財産から引かれます。なおプラスの財産のみ相続しマイナスの財産を相続しないと言う事はできません。マイナスの財産の方が多い場合には相続自体を行わない「相続放棄」を検討しても良いかもしれません。

□借入金 □銀行借入金 / □住宅ローン / □個人からの借入金 / □クレジットカードの請求 / □その他

□未払い金 □家賃 / □地代 / □医療費（介護費） / □慰謝料 / □事業上の債務 / □光熱費等生活費

□税金未納分 □所得税 / □住民税 / □固定資産税 / □その他の税金

□その他の義務・債務 □賃貸人の義務（不動産を使わせる義務） / □保証債務（連帯保証） / □損害賠償債務 / □その他

★上記以外にも相続財産となるものもありますので、これはどうなのかな？と疑問に思われたらぜひお近くの税務署か税理士にご相談ください。